植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表二（第九条関係） （略） 付表 一～五十五　（略） 五十六　トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 五十七～六十四　（略）	別表二（第九条関係） （略） 付表 一～五十五　（略） 五十六　トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ及びレモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 五十七～六十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第百十五条の二関係） 一～三　（略） 四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤並びにセラメクチンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 (1)～(43)　（略） (44)　ペグボビグラスチム（遺伝子組換え） (45)～(54)　（略）	別表第一（第百十五条の二関係） 一～三　（略） 四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤並びにセラメクチンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 (1)～(43)　（略） （新設） (44)～(53)　（略）

別表第三（第百六十八条関係）

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）並びにラタノプロストを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。

一～百十　（略）

百十一　ペグボビグラスチム（遺伝子組換え）

百十二～百三十三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第四号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第百六十九条の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十三日

防衛大臣　小野寺五典

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （労務管理官の職務の特例） **第三条**　労務管理官は、第三条第二項に規定する事務のほか、平成三十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。	附　則 （労務管理官の職務の特例） **第三条**　労務管理官は、第三条第二項に規定する事務のほか、平成三十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。